

令和2年関川村議会3月（第1回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和2年3月11日（水曜日） 午前10時 開会

- 第 1 議案第 4号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 5号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 6号 関川村村民会館条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8号 関川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第10号 関川村区長設置条例を廃止する条例
- 第 8 議案第11号 女川東部辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 第 9 議案第12号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第10 議案第13号 村道路線の認定について
- 第11 議案第14号 村道路線の変更について
- 第12 議案第15号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第13 議案第16号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第17号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第18号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第19号 令和元年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議員第20号 令和元年度関川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第21号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第22号 令和元年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第23号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算
- 第22 議案第25号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議案第26号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第24 議案第27号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第25 議案第28号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

- 第 2 6 議案第 2 9 号 令和 2 年度関川村宅地等造成特別会計予算
 - 第 2 7 議案第 3 0 号 令和 2 年度関川村有温泉特別会計予算
 - 第 2 8 議案第 3 1 号 令和 2 年度関川村下水道事業会計予算
 - 第 2 9 議案第 3 2 号 令和 2 年度関川村簡易水道事業会計予算
 - 第 3 0 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

追加日程第 1 緊急質問

- 第 1 議案第 4 号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 5 号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 6 号 関川村村民会館条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7 号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8 号 関川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9 号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 1 0 号 関川村区長設置条例を廃止する条例
- 第 8 議案第 1 1 号 女川東部辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 第 9 議案第 1 2 号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第 1 0 議案第 1 3 号 村道路線の認定について
- 第 1 1 議案第 1 4 号 村道路線の変更について
- 第 1 2 議案第 1 5 号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 3 議案第 1 6 号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 議案第 1 7 号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 1 8 号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 6 議案第 1 9 号 令和元年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議員第 2 0 号 令和元年度関川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 2 1 号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 9 議案第 2 2 号 令和元年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 2 3 号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 2 4 号 令和 2 年度関川村一般会計予算
- 第 2 2 議案第 2 5 号 令和 2 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

- 第23 議案第26号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
 第24 議案第27号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計予算
 第25 議案第28号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
 第26 議案第29号 令和2年度関川村宅地等造成特別会計予算
 第27 議案第30号 令和2年度関川村有温泉特別会計予算
 第28 議案第31号 令和2年度関川村下水道事業会計予算
 第29 議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算
 第30 同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君							
副	村	長	宮	島	克己君							
教	育	長	佐	藤	修一君							
総	務	政	策	課	長	野	本	誠	君			
住	民	税	務	課	長	渡	邊	浩	一	君		
健	康	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君		
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君				
建	設	課	長	渡	邊	隆	久	君				
教	育	課	長	熊	谷	吉	則	君				
住	民	税	務	課	参	事	富	樫	佐	一	郎	君
住	民	税	務	課	参	事	須	貝	博	子	君	
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君	
観	光	地	域	政	策	室	長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
主 任	石 山 洋 介

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和2年3月（第1回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

追加日程についてお諮りします。3番、鈴木紀夫さんから緊急質問の申し出がありました。これより3番、鈴木紀夫さんの緊急質問を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

3番、鈴木紀夫さんの緊急質問について直ちに日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、発言を許すことを賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、3番、鈴木紀夫さんの緊急質問を日程に、追加日程第1とし、直ちに発言を許すことは可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） しばらく休憩します。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

緊急質問に先立ち申し上げます。

緊急質問については最初の質問と答弁は一括質問、一括答弁方式で行い、再質問等は一問一答方式で行います。また、緊急質問に対する関連質問は認められません。さらに、法令等を遵守し、特に個人情報配慮した上で発言することを強く求めます。

追加日程第1、緊急質問

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、緊急質問を行います。

発言を許します。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

まず、緊急質問を一括してご了承いただきましたことに感謝申し上げます。質問の緊急項目に入らせていただきます。

現在、日本各地に感染拡大しつつある新型コロナウイルスだが、新潟県でも2月29日に1例目が確認された。その後も2例目以降の発症時期を見ると県内に既に陽性の感染者が存在していたと思

われる。新潟市内の卓球教室にてクラスターが発生した可能性があるが、現在県内6名とありますが、きのう午後3時現在で11人とされた。11名の感染報告がされているが、これ以外に症状の軽い隠れ感染者の存在も否定できない。村のイベントなどの自粛、施設や小中学校の閉鎖、村民への自粛及び注意喚起等、感染防止の対策を講じているが、いつ村内に感染者が出るか予想もできない危険な状態である。

そこで村長にお伺いいたします。

①現在、村の施設を閉鎖し、学校も閉鎖している。この状態はいつまで続くのか。

②今回のコロナウイルスによって旅行関係、旅館関係、飲食業は軒並み被害を受けている。この被害というのは売り上げの被害です。これに対する対応はどのように考えているか。

③村でも新型コロナウイルス対策本部を立ち上げているが、対策の状況を伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

まず、閉鎖されました村の施設の今後についてでございますが、現在休館しております福祉施設や観光施設につきましては当面の間休館としていただいております。再開の時期につきましては、県内での感染が拡大している状況もありますことから、今後の感染の状況などを見ながら慎重に判断をしていきたいと考えております。

また、小中学校につきましては3月22日までの臨時休校としており、その後数日間の登校日と春休みを挟みまして4月6日を始業式の予定としております。村民会館などの教育施設につきましても、学校とあわせて3月22日までの休館としておりますが、国でも大規模イベント等の10日延長を要請している状況にもありますので、今後の感染の状況を見ながら再開するか期間を延長するのか判断をすることとしております。

2点目に、旅行関係を初めとする事業者への影響緩和についてでございますが、新潟県セーフティネット保証によって中小企業が借入れを行う場合に必要な信用書類につきまして、村が全額または一部を助成する制度を設けたところでございます。

また、国では新型コロナ緊急対策の第2弾を発表しまして、事業活動縮小への対応として強力な資金繰りを支援を行うということを安倍首相も言っておられます。こうした情報につきまして商工会とも連携をしながら、関係業者にいち早くまずは情報提供するというように努めてまいりたいと考えております。

3点目の対策本部についてでございますが、村では2月21日に警戒本部を立ち上げまして手洗い等感染症対策の徹底を村民の皆様に呼びかけているところです。その後、警戒本部を2回開催しており、小中学校の臨時休校の決定や学童、保育所のあり方などを決定をいたしました。また、保育園の今後の対応についても協議し、保護者にも文書で通知をしたところでございます。

県内で感染者が確認されました2月29日、これ土曜日ですけれども、この日には対策本部を立ち上げ、本部会議を2回開催しております。県内での発生という事態になってきましたことから、私が直接広報無線で村民の皆様に改めて手洗いの徹底や人混みを避けるなどの呼びかけを行うとともに、ゆ〜むを初めとする村内施設の休館を決定したところでございます。

今後も国等の情報収集に努めますとともに、状況に応じて適時会議を開催し対応を協議することとしております。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今、学校もこのまま春休みに入ってということで、これも始業式が4月6日に、月曜日になると思うんですけれども、今国のほうでまた新たに10日自粛要請ということで、これがもし延びた場合、小学校、中学校の始業式を始業延長というような形で延ばすような考えはございますか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 国の状況あるいは村内外の状況を見まして、必要に応じては始業式を延ばすということもあります。また、両校長に言っているのは、児童生徒、それから教職員、その両者の保護者や家族に感染者が出た場合は即学校を休業するというのも言っておりますので、そういった状況から判断していきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、状況を見ながら今後判断していくということですね。

それで、今事業者に対するセーフティネットという話がございましたけれども、旅館関係できのう現在でキャンセルの、温泉組合に入られている旅館関係なんですけれども、約1,000超えのキャンセルがきのうの時点でなっております。それでまた来月、再来月の予約が入ってこないような状態であると。

このような状態でセーフティネットを活用したところで後々に結局は負担を、これ結局は借金なんですよ。負担増になるんだということで旅館業者も先行きが見えない、こういった不安に陥っている。それについて国の救済措置のみならず、村独自の救済措置というものは何かお考えでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今問題になっていますのは、全国的にそうですけれども、要は活動が縮小しているということでございます。今大事なことは、縮小期においても資金ショートによって会社を維持できない、倒産をさせないという意味で、つなぎの資金、セーフティネットを考えているわけでございます。

それだけでいいのかというと、私も必ずしもそれだけでいいと思っておりませんで、ある一定の

時期、コロナウイルスが終息のめどが見えたときにこれまでの活動縮小から活動を拡大していく対応をとらなければならない。これはもう国全体でとらなければならないことだと思っています。先般の山形新潟地震のときには旅館が風評被害を受けました。あの際には国も県も支援をしながら、あそこの温泉旅館に誘導するための施策をとっています。

問題なのは、今回はではそれができるかといいますと、全国全てがそういう状況になっているわけですから、ある一定のペイをそちらに誘導するというやり方は無理があるんで、活動の要は委縮している活動を全国的にふやす施策を講じていかなければならないと思います。

国がどうするかはわかりませんが、何らかのインセンティブを与えて旅行に行ってみようとか、そういうような施策を私は国においてとるべきだと思っておりますし、私も村としましては県内企業、中小企業が多うございますし、生活と直接密接しているような事業でございますから、その支援策については検討していきたいなと思っておりますが、今の時点でそれを検討する時期にはないと。今後、コロナウイルスがある程度先が見えた段階でどういう施策をとるべきかは検討すべきであって、今はとりあえずこのつなぎ融資等で乗り切るしか対応はないのかなというのが私の考えでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

それでは、この庁舎内でもし感染が確認された場合はどういった対応をされるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） その発生は保健所から対応は出てくると思います。考えられますことは、まずその方との濃厚接触者の取り扱いと、それともう1つは館内の消毒ということになるかと思えます。まず優先的には館内の消毒をするために一時的ではあっても閉鎖を、役場の閉鎖をしなければいけないと思っておりますし、濃厚接触者の扱いについては現場とも協議しながら、自宅待機にさせるのか、あるいは個別の部屋で仕事をさせるのか、その辺はまた別途対応を協議してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） やはり危険な状態はあるということで、一時休館というふうなことをお考えですけれども、濃厚接触者の方、感染者というのは特に若い人、このコロナウイルスというのは若い人というのは割と軽症で、ちょっと風邪ぎみかなっていう程度で終わる方もいるそうです。そうになると、検査もしない、医療機関にかからないということは先ほど要旨のところにもございましたけれども、隠れ感染者の可能性が結構出ていると。

今回の新潟県の新たに感染された方も、もうルートが全くわからないと。感染ルートが。どこで感染されたかわからない。そんなような状態がこれからだんだん出てくるのではなからうかと自分

は思っております。

ただ、感染した場合であつたり濃厚接触者であつた場合にしても、何か今世の中が被害者のはずが加害者のような目を見て、どうも犯罪者扱いされているようなところもあるし、また、行動が全てあらわにされるような形で、プライバシーももうないような状態になって、非常に申し出にくいような環境ができてきているような気がします。その環境をなるべくつくってあげるようにしていきたいと思うんですが、何かこの辺で施策はございますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 基本的にはこれまで国なりが呼びかけておりますとおり、さまざまな、例えば熱が37.5度を突破していればどうこうとか、さまざま今話しておりますけれども、そういったことをさらに徹底していくことと、あともう1つはこの新型コロナウイルスについての情報をしっかり提供するというに尽きるのかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで緊急質問を終わります。

日程第1、議案第4号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第4号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第4号は、関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、さきの12月議会におきまして審議いただきました関川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い必要な改正を行うものです。

詳しくは総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、お願いいたします。条例の一部改正の中身を説明させていただきます。

左側が改正後、右側が改正前となっておりますけれども、第4条の欠格条項、それから第5条の分限につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして文言を整理するものでございます。

それから、はぐっていただきまして次のページ。第12条でございますが、報酬でございます。消防団員の報酬につきましてはこれまで特別職の報酬条例のほうに規定してございました。しかし、

先ほど村長も説明いたしましたとおり、先般議決いただきましたこの改正をした際に、消防団の報酬につきましてはこの別個の条例があるものですからそこから除いておりました。したがって、このたびこの条例に消防団員の報酬を規定するというものでございます。

なお、金額の変更はございません。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 質問いたします。

改正後の一覧表のところ、第4条の第1項第2号のところに懲戒免職というところにアンダーラインを引いてございます。改正前は免職の二文字だったんですけれども、この懲戒免職にしたという趣旨と、もし具体的に事例といいますか、こういう場合は今までこうだったけれども懲戒免職になるとこうだよというようなことをもし事例を挙げていただければありがたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 先ほどご説明したとおり法改正によります文言の整理でございます。具体的な事例等につきましては今私資料を持ち合わせございませんでしたので、申しわけございません。

○議長（渡邊秀雄君） ほかに質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議案第5号 関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第5号は、関川村奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは奨学金の貸与を受ける者の資格を拡充するものでございます。

詳しくは教育課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） それでは、議案第5号についてご説明させていただきます。

このたびの条例の一部改正の主な内容といたしましては、奨学金を貸与する者の保護者等の居住期間の短縮と対象となる学校の範囲を拡充するものであります。

ページを1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正前の第2条におきまして、奨学金の貸与を受ける者の資格が本村に3年以上住所を有する者の子弟、子供で、短期大学を除く大学入学する者に貸与するものになっておりますが、これを改正後の第2条におきまして第1項で本村に1年以上住所を有する者の子弟、子供とし、第2項で対象となる学校の範囲を大学、短期大学、専修学校の専門課程、いわゆる専門学校です。または高等専門学校の4年、5年、あと専攻科に在学している者に拡充しまして、第3項で申請時において他の無利子の奨学金の貸与が決定しない者であることといたしまして、他の無利子の奨学金との併用を不可とするものでございます。

最後に、条例の改正の施行につきましては令和2年4月1日からの施行としております。

説明は以上となります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

以前からこの奨学金を拡充できないかというお話はさせていただいたところではありますが、まず短期大学、専門学校を受験し合格した方で、以前こういったところで問い合わせ等があったかどうかを確認させてください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 私のほうでその問い合わせがあったかどうかまでは確認しておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） では、続きまして、今全国的に有償の日本育英資金から貸与型の、奨学金を借りて返還が非常に困難になっているという方が出ているというニュースがたくさん聞かれます。村の無利子の奨学金の返還に関して滞っている、もしくは困難だという話があったらお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今のところそういう人の滞っているものはございません。

○議長（渡邊秀雄君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この条例改正は奨学金制度を利用しやすくするための条例改正だと思うんですけども、現在村で利用状況、公表できるのであればどの程度あるか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどの現在の貸付人数でございますが、現在は16人おります。

○議長（渡邊秀雄君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） これ多分課長から報告されたのは改正前の人数だと思うんですけども、短期大学を除くとありますけれども、16名ですね。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号 関川村村民会館条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、議案第6号 関川村村民会館条例の一部を改正する条例を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第6号は、関川村村民会館条例の一部を改正する条例についてです。

これは関川村村民会館の開館時間の変更に伴い条例の一部を変更するものでございます。

詳しくは教育課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 提案理由の説明の前に、大変お手数をおかけして申しわけございませんでしたが、本日また新たにお手元の配付の条例の新旧対照表の差しかえをお願いすることになりました。大変申しわけございませんでした。その差しかえについて説明させていただきます。

両面刷りの裏のほうの改正後の村民体育館使用料の摘要欄に3番を追記しまして、半分利用の規定を追記させていただいたものであります。大変申しわけございませんでした。

それでは、そちらの表を見ていただきながら説明させていただきます。

それでは、議案第6号についてご説明でございます。

このたびの条例の一部改正の主な内容といたしましては、先ほど村長のご説明ありましたとおり、村民会館開館時間の変更、いわゆる短縮をすることではありますが、それに伴う規則改正を予定しておりまして、これに伴いまして条例第5条の使用料別表を改正するものであります。

条例改正の説明の前に規則改正の内容についてご説明いたします。

今回改正を予定しておりますのは、開館時間を現在平日月曜日から土曜日8時半から22時までを、改正後に8時半から21時半までとし、閉館を30分短縮するものであります。次に、現在、日曜祝日8時半から22時までを、改正後9時から17時半までとするものであります。

この規則を改正する理由であります。過去の利用者の利用時間を確認しましたところ、平日は21時まで使用し、その後清掃等で21時半までには退館している利用者が大半であります。個人利用で利用の多い方には確認をして、時間短縮については了解いただいております。また、定期利用団体を確認したところ、21時半以降の退館も確認しておりますが、利用者に確認したところ21時半に閉館しても問題はないということも確認しております。また、日曜祝日につきましては17時以降利用する定期利用団体は今のところございません。

郡市内の開館時間は大半が22時までとはなっておりますが、村上市のスケートパークにつきましては21時が閉館時間となっております。さらに、新潟市の体育施設につきましては、平日が21時まで、日曜祝日は17時までとなっているものが大半であります。

また、開館時間短縮による経費節減につきましては、人件費、光熱水費合わせまして、見込みですが約70万円ほどとなっております。

それでは、条例の改正に入らせていただきます。新旧対照表をごらんになってください。

初めに公民館についてですが、改正前を見ますと利用時間区分が1日、半日、夜間となっておりまして、使用料もその区分によってそれぞれ記載されております。改正後では、利用時間区分を8時半から18時までと18時から21時半、改正前の22時を30分短縮しております。までとしまして、使用料につきましては利用時間区分ごとの1時間単位の金額に改正をしまして、有料で使用する方が利用しやすくするものであります。時間に割り直したただけなので変更はありません。

この料金表につきましては、村外利用者と村民、村外の営利目的利用の料金表となっております。村民が営利目的以外に利用する場合はこれまでどおり無料で利用できます。

次のページをごらんください。

こちらは村民体育館、アリーナについてであります。こちら先ほどの公民館の場合と同様の改正を行いますが、先ほどと異なる点は改正後の表におきまして村外の営利目的以外の利用について1時間単位の使用料を2,000円にしまして、全面では今全部使用であります。胎内市の市外利用は3,000円、村上市の市外利用は2,000円から3,000円という幅がありますけれども、そういった近隣市町村の例を参考に定めたものであります。

別表につきましては、改正前は公民館についてのみでありましたが、改正後は公民館と村民体育館の両方に該当させまして、公民館については冷房使用についても使用料の20%を徴収するものとします。

最後に条例改正の施行日につきましては、村民への周知期間も必要となりますので、令和2年6月1日からの施行としています。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほどご説明ありましたけれども、この有料で使われている民間の利用件数というんでしょうか、それは先ほど70万円というような金額もお聞きしましたけれども、その利用状況の概要と、それからあと改正後も冠婚葬祭に村民が使用する場合は原則として無料とすることですけれども、これの周知、PR、ホームページとか広報とかいろいろお考えだと思っておりますけれども、近年例えば法事とか、そういうふうなところで場所がなくて困っているなんていう人も結構あるので、無料で使わせてもらえるとなると借りたいなんていう人もあるかと思っておりますけれども、そういう、知らない人が非常にたくさんいらっしゃると思えます。そのPR、民間利用ももう設定して料金表を組んでいるわけですから、結構使用者が多ければ当然使用料も入るわけですし、ただ、貸し出す側としてはなかなか大変だとは思っておりますけれども、そういうことで、PRの仕方をどのように考えているかお知らせください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 民間利用の細かい利用状況といいますが、ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございません。

周知の仕方ではありますが、今回は時間変更ということがまずメインでありますので、そちらは広報を通じて当然周知はしますけれども、今委員ご指摘の冠婚葬祭での使用、こちらについても今までそういったことは余りお知らせをしていなかったのですが、その辺もそういう必要が、皆さんそういうことを知らなかったということもあるかと思っておりますので、そちらもこれからちょっと内部のほうで協議させていただこうかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 以前、もうかなり前ですけども、私、30年ぐらい前でしょうか、そこで結婚式した人もございましたし、その後は余り結婚式をやったというようなことは聞かなかったんですけども、今さっきも言いましたようにもし無料で使えるんだったらということがわかれば恐らく使いたい人はいろいろあると思うんです。冠婚葬祭。私考えるには法事ぐらいかなとは思ってますけれども、ですので、やはりせっかく無料で使えるわけですから、余り積極的にPRしたくないということであればあれですけども、村民は結構需要はあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺も踏まえてご検討をお願いします。回答は結構です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第7号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第7号は、せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これはせきかわふれあいど～むの開館時間の変更に伴うほか、所要の見直しを行うため条例の一部を変更するものでございます。

詳しくは教育課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 提案理由の説明の前に、お手数をおかけして申しわけございませんが、昨日お手元に配付したふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の新旧対照表の差しかえをお願いいたします。こちらの内容で説明させていただきます。

それでは、議案第7号についてご説明させていただきます。

このたびの条例の一部改正の主な内容といたしましては、せきかわふれあいど～むの開館時間の変更、短縮に伴う規則改正を予定しておりまして、これに伴う条例第7条関係の使用料別表を改正するものであります。

先ほどの例と同じように規則改正の内容についてご説明いたします。

今回改正を予定しておりますのは、開館時間を現在平日月から金曜日10時から22時までを、改正後10時から21時半までとし、閉館を30分短縮するものであります。また、現在、土曜日8時半から22時までを改正後8時半から21時半までとし、同じく閉館を30分短縮し、現在日曜日祝日につきましては8時半から22時までを、改正後9時から17時半までとするものであります。

この規則改正の理由であります、これも先ほどと同じように過去の利用者の利用時間ですとかを確認しまして、その短縮した後の21時半までには退館している利用者が大半だということを、定期利用団体につきましても21時半以降を閉館して問題ないということを確認しております。同じく日曜祝日については17時以降の利用をされている団体はありません。

こちら郡市内の体育館は大半は22時までとなっておりますが、先ほど同様にスケートパークの例ですとか新潟市の体育施設の例をとりまして、今回改正を予定している時間をとっているものが大半だということを勘案しまして今回の変更させていただきました。

先ほどと同じように開館時間短縮による経費削減を試算しまして、人件費、光熱水費合わせまして約70万円になっております。

条例の改正の説明であります、新旧対照表をごらんください。

初めに、（1）の屋内運動場についてですが、改正前を見ますと利用時間区分が1日、半日、夜間となっております、使用料も利用時間区分によってそれぞれ記載されております。これを改正

後では、改正前の利用時間区分を 8 時半から 18 時までと 18 時から 21 時半、この 22 時を 30 分短縮します。改正後の料金表、下段の営利を目的に使用する場合はこの区分ごとの 1 時間単位の金額に改正しまして、有料で使用する方が利用しやすくするものであります。

改正前の（3）オムニコート、クライミングウォールについてですが、こちらのオムニコート、屋内運動場のランニングコースを除いた部分であります。テニスやフットサル、ゲートボール、野球などで使用する部分を改正後の（1）屋内運動場の料金表の上段、営利目的以外に改正しまして、1 時間単位の料金について改正前の全部使用 2,000 円を、他市町村の同様の施設使用料を参考に全部使用で 4,000 円に改正しまして、この 4,000 円と決めた理由ですが、村上市にある朝日みどりの里の人工芝テニスコートの使用料全面が 1,800 円、新潟市の民間人工芝テニスコート全面で 6,000 円、その中間をとりました。半分使用の場合は使用料の 2 分の 1 とします。

クライミングウォールの利用料金表につきましては、改正後の（3）クライミングウォールのみ料金表に改正します。この料金表につきましては、村内の営利目的以外の利用者と村民村外の営利目的利用での料金になります。村民が営利目的以外になります。これまでどおり無料で利用できます。

こちら村民への周知期間も必要ですので、令和 2 年 6 月 1 日からの施行としています。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3 番、鈴木さん。

○3 番（鈴木紀夫君） ど〜むの使用料なんですけれども、実質半日で 2 万 5,000 円だったものが 1 時間 4,000 円ということは半日で 1 万 6,000 円くらいになるということで、実質料金を下げるといふことですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほど鈴木委員がおっしゃいましたのは改正前の営利目的の表でありますので、こちらの場合ですと 8 時半から 12 時半、13 時から 17 時というこの間であれば 2 万 5,000 円、2 万 5,000 円とありますので、これを 1 時間単位にしますと改正後の営利を目的の 1 時間単位の 6,200 円ということで、これは料金は変わっておりません。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 7 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号 関川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第5、議案第8号 関川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第8号は、関川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは基準省令が昨年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることを受け、条例の一部を改正するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

条例第10条の第3項を改正するものです。これまで基準省令におきましては学童保育所の支援単位ごとに放課後児童支援員、以下支援員と言いますが、これを2名以上置くこととされております。保育士の資格を有する者など、基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修、以下放課後児童支援員認定資格研修と言います。これを修了した者でなければならないということになっております。

昨年の3月の基準省令の改正を受けまして、放課後児童支援員認定資格研修につきましては指定都市も実施することができるようになりましたことから、条例第10条第3項の規定に指定都市の長が行う研修を修了した者という文言を追加するものです。

また、学童保育所に従事することとなった日から2年後の年度末までに放課後児童支援員認定資格研修を修了する予定の者も支援員として認めるものとして改正をし、支援員の確保を容易にするものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 現在の関川村における支援員の人数と、実際に勤務するときの何人体制というか、教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん、一問一答で。人数だったら人数とか。お願いします。

○4番（伊藤敏哉君） では、現在何人いるか、それではお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 放課後子ども指導員は、支援員の資格がある者1名と、他2名の3人体制で行っています。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 先ほどの説明では2名以上という説明だったかと思うんですが、それでは1名が資格があればあとは補助員でいいですよという理解でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） そのとおりです。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第9号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第9号は、関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例でございます。

これは関川診療所が発行する診断書、証明書などの手数料として徴収する文書料について見直しを行うものです。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、説明させていただきます。

第4条第2項の（1）文書料について改正するものでございます。アからケまでのそれぞれの文書料につきまして、消費税率の改正に伴いまして見直しを行うものです。

その中で（オ）の死体検案書1件、改正前3,240円となっておりますけれども、この金額につきましては改正後1万1,000円にさせていただきたいということで提案させていただいております。これは死体の検案書につきましてはかかりつけの方がご自宅でお亡くなりになって診療所の医師が診断に行くということがあります。その際、亡くなった原因を確認しなければならないということで、早朝であったり夜遅くであったりとか、時間外に出ることがありますので、金額の増額をお願いしたいということでもあります。

近隣の市町村の状況につきましては、県内の公立の診療所、病院の状況を調べております。状況につきましては、県立の病院では1万1,000円から県立坂町病院では1万800円いただいております。死体の検案料ということで7,500円、死体の検案書ということで3,300円、それから、村上病院ですと1万7,300円程度ということで、検案料と死体の検案書含めました金額になっております。そのほか1万1,000円を超えて1万3,000円ぐらいのところもありますし、1万8,000円というところもございまして、1万円に消費税をプラスして1万1,000円にさせていただきたいということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今、死体検案書の単価について説明あったんですけれども、ほかは診断書とかいろいろ料金載っていますけれども、これ大体ほかの病院とも統一された料金になっているんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） ほかの病院につきましてもそれぞれ各病院で料金を設定しております。合わせなければならないというわけではなくて、今まで設定した今回の関川村の料金改定につ

きましてはこの死体の検案書につきましては、よその状況を見まして増額させていただくものですが、ほかのものは消費税分のアップということで8%から10%になったということで、その分だけのアップになっております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ということは、診断書とかそういう証明書関係の料金は各病院で弾力で決定してもいいということになっているんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） そのとおりです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

消費税の8%から10%の税率変更に伴いということなんですけれども、この条例が令和2年4月1日から施行すると。10月から消費税は上がっているんですが、4月に変更で大丈夫なんでしょうか。支払い消費税はもう既に発生していると思うんですが。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） その件につきましては、本来であれば10月1日から改正するべきものだったのですが、こちらのほうで消費税分を本来であればアップさせていただかなければならないところだったんですが、その当時消費税全体的に村民の負担を診療所の立場で負担させるのもという考えで条例改正をちょっと待ったところがあります。

ただ、診療所の先生から死体の検案書につきましては料金アップをしたほうがいいんじゃないかという意見がありまして、それにあわせてさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 11時15分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7、議案第10号 関川村区長設置条例を廃止する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第10号 関川村区長設置条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第10号は、関川村区長設置条例を廃止する条例でございます。

区長はこれまで村の非常勤特別職として委嘱をしておりましたが、地方自治法と地方公務員法の改正によりまして委嘱の根拠がなくなりましたため、条例を廃止するものでございます。

詳しくは総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 区長設置条例の廃止についてご説明をさせていただきます。

地方公務員法と地方自治法の改正によりまして、非常勤特別職の範囲が厳格化されまして、定義が専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行う者というふうになりまして、区長は今申し上げた事項にはなじまないために非常勤特別職としては委嘱できないというふうになりました。法改正でございますので全国的な動きでございます。

なお、村では区長さんに今現在お願いしております文書の配付であるとかアンケートの回収、会費の徴収などいろいろお願いしているわけでございますが、これらについては村が集落へ委託するという形をとりまして、集落と委託契約の手続きを今現在お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今のこの区長、今まで村の非常勤の特別職手当があったんですけれども、それに対応して村も区長推薦して村長が任命されたわけですけれども、今後区長という立場、村の区長という立場がなくなれば多分集落でもかなり影響してくると思うんです。集落の融和も図るような、そういう内容の条例だったと思うんですけれども、この辺について村から何か指導はされているかどうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） この件につきましては先般の区長会議でもご説明を申し上げまして、その後個別にも問い合わせがあったりして対応させていただいております。少しその区長条例の廃止ということでわかりにくい状態なんでございますが、表面的には余り変わらないのかなというふうに思っております。今までも行政連絡事務委託料ということでお支払いをしているということにおいては、委託関係にはあるということなんでございますが、このたびこういう法改正もあったものですから正式に委託契約を結んで業務を委託して、その対価として委託料を支払うというきちんとした形をとるといふものでございます。

なお、金額はこれまでと変わらないということで、以上のような説明を申し上げて、今現在集落の区長さんから契約書をいただいているわけですけれども、十幾つ今ございます。ちょうどその区長さんがかわる時期でございますので、それがかわって委託契約を結んでいただけるかなというふうに思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） そういうことで今総務課長から話あったんですけれども、例えば今までは区長会議とかで村の集落に対するいろいろな仕事を村から区長にお願いしていたわけなんですけれども、本当に仕事の内容については今までどおり変わらないということでよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） そのとおりでございます、変わらないものです。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

そうすると、名称は区長という名称がなくなるんですか。村からしょっちゅう文書を区長さんが文書を出すけれども、それらの名称はどういうふうになるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 行政連絡事務委託要綱というものを設けまして、その中では村とやりとりをさせていただく集落の代表者を区長とするというふうに定めております。それで、実態的には自治会長と言っているところもございまして区長と言っているところもございまして。また、総代という制度もございましてけれども、今までのいわゆる区長さんと私どももやりとりをしている中では区長さんという言い方をさせていただきたいと思っておりますし、集落の状況も聞きますとこのまま区長さんという言い方でこのまま続くところが多いのかなというふうに思っています。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号 女川東部辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議案第11号 女川東部辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第11号は、昨年3月の議会で議決いただきました辺地計画の変更についてでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) それでは、計画書をごらんいただきたいと思います。今回変更をお願いいたしますのは裏面の2ページ目でございます。

3で公共的施設の整備計画という一覧が載っております。その中で数字、括弧書きになっているところが今回変更をお願いするところでございます。1の消防施設整備事業、それから7番の消雪パイプ更新事業、この事業費の増に伴いまして変更をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第9、議案第12号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第12号は、村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更についてでございます。

これは村上市と協定をしております内容の変更でございます。

詳細を観光・地域政策室長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 観光・地域政策室長。

○観光・地域政策室長(大島祐治君) それでは、議案第12号の村上岩船定住自立圏の協定変更について説明をさせていただきます。

変更協定書のもう1枚はぐっていただいたところに新旧対照表をつけておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

今回変更する箇所は農業振興の推進、林業振興の推進、それから環境衛生の中の斎場業務の連携、人口減少対策への取り組み強化となっております。このうち人口減少対策への取り組み強化は新たに組みかえをするものでございますし、それ以外の3つについては記載事項を一部変更して推進を行うものでございます。

まず、農業振興の推進でございますが、農協等という記載を国、県、農協、生産者の協力によりという形で記載を変更してございます。また、追加項目としては海外への輸出拡大という項目を設けてございます。

次に、林業の振興でございます。これまでの協定の中では仮称として林道岩船東部線のという形で記載をさせていただいておりましたが、森林基幹道岩船東部線の整備ということで記載を変更してございます。

また、環境衛生の斎場業務の連携についてでございますが、福祉の増進という記載をこれまでさせていただいておりました。これについてはビジョンの審議委員のほうから福祉の増進ではなく公衆衛生の向上のみでいいのではないかという意見が出まして、公の役割の中からその記載をとったものでございます。

また、人口減少対策への取り組み強化でございますが、これまでは若者の地域間交流と定住人口の促進ということで、この事業の中で婚活事業を進めてまいりました。人口減少対策への取り組み強化の中では婚活事業ももちろんでございますが、関係人口、それから交流人口、こういった創出についてもこの事業の中でやる必要があるのではないかというご意見が出まして、それに合わせて取り組み強化として人口減少問題という格好で項目を変更して推進する形となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号 村道路線の認定について

日程第11、議案第14号 村道路線の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第13号 村道路線の認定について及び日程第11、議案第14号 村道路線の変更についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第13号は村道路線の認定について、議案第14号は村道路線の変更についてでございます。いずれも一般国道290号線大島バイパスの開設に伴う認定、変更が主な内容でございます。

詳細は建設環境課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、説明させていただきます。

初めに、こちらのA4の図面、こちらのほうを見ながらお願いしたいと思います。

議案第13号 村道路線の認定についてご説明いたします。

霧出郷114号線、115号線、116号線、117号線の4路線については、一般国道290号線大島バイパスにより国道脇の側道についてこのたび新潟県から所管がえ、引き継ぎが完了したことにより認定するものです。

続きまして、霧出郷118号線は、一般国道290号線大島バイパスにより霧出郷76号線の終点変更に伴い、新たに認定するものです。

続きまして、議案第14号 村道路線の変更についてご説明いたします。

霧出郷57号線、58号線、64号線、76号線の4路線については、一般国道290号線大島バイパスにより既存路線の終点が短縮されたため変更するものです。

続きまして、女川郷120号線は、県営林道岩船東部線開設事業により既存路線の終点が短縮されたため変更するものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第13号 村道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤さん。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

国道290号の認定は、平成30年度であったかと思うんですが、この今になっての村道認定のタイミングを教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 開通は平成30年9月に開通式を行いまして開通していますが、その後新潟県の290号線のバイパスになっている部分の用地測量を平成30年度にやりました。その後、平成31年、令和元年度ですが、側道のほうの要は所管がえ、引き継ぐ、そちらのほうの測量をして、今回測量成果品ができたことによりこのタイミングとなったものです。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案13号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 村道路線の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案14号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第15号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第15号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第15号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第6号）は、決算を見通しした内容で編成をしております。

詳細は、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第6号の一般会計補正予算についてご説明させていただきます。

6,000万円を追加いたしまして、予算総額46億6,710万円とするというものでございます。

それでは、7ページから説明をさせていただきます。

第2表、繰越明許費でございます。翌年度へ繰り越す事業でございます。5款の農林産業費につきましては県営土地改良事業負担金ということで、圃場整備の関係でございます。国の補正の関係がございまして5,400万円でございます。

6款の商工労働費につきましては250万円。これは道の駅の物産のちぐら、あいさい市の前に休憩スペースをただいま設けておりますけれども、そこに休憩用のパラソルを5つ買わせてもらうということでの予算でございます。5月連休に間に合わせたいということでございまして、このたび補正をお願いして、すぐ発注に、納品にちょっと期間が必要なものですから、それで繰り越しをさせていただきたいということでございます。

7款の土木費につきましては2つございまして、まず1,600万円のほうですけれども、橋梁の補修設計委託、これが1,000万円、それから消雪パイプの布設替の関連舗装ということで600万円でございます。それから、その下の段ですけれども、2,800万円につきましては消雪パイプの布設替工事ということで、国の補正の関係でございます。

8款の消防費でございますが、これは中東の消防の積載車でございます。昨年の秋口に実は発注をする準備を進めたところ、納車に6カ月程度かかるということがわかりまして、年度内の納車がちょっとぎりぎりになりそうだというような見通しが立ちました。そうしますと、起債の事務都合上なんですけれども、ちょっと不都合が生じるためにそのタイミングをずらすために一旦繰り越しをさせていただいて、それで買わせてもらうというふうにさせていただくためにここに掲載して

ございます。

なお、車検の関係も確認してございまして、問題ないということでこういう手続きをお願いしたいと思っております。

それから次のページ、第3表、地方債の補正でございます。追加といたしまして、県営経営体育成基盤整備事業、圃場整備の関係でございます。それから、消雪施設整備事業ということで、それぞれ5,400万円と1,000万円を追加させていただいております。2の補正につきましては、道路橋梁整備事業、こちらのほうが200万円の増でございます。消雪施設整備事業のほうが100万円の増ということで補正してございます。

次のページ、歳入からでございますけれども、実績による増減でございます。主なものをご説明させていただきます。

9款の地方交付税でございますが、1億3,070万7,000円の増でございます。

それから、飛ばさせていただいて、13ページ、お願いいたします。

16款の寄附金でございます。ふるさと納税でございますけれども、1,420万円でございます。これ予算上でございますが、実際のところ今申し込みは来ているけれどもまだ金額が入っていないというものもございますけれども、もう少しふえると思いますが、きのう現在でございますが件数で141件……失礼しました。ことし492件、それで金額として1,488万7,000円が寄付いただいております。昨年と比べまして件数で言うと351件の増ということで、件数にして3.5倍、金額では2倍弱というところでございます。

それから、14ページの繰入金でございますけれども、いわゆる基金の取り崩しでございます。1節の財政調整基金ですが、マイナスの1億7,660万円。当初予算では1億9,800万円の取り崩しの予算でございました。よって、今2,140万円まだ取り崩すことになっておりますけれども、最終的には全部戻せるんじゃないかなという見通しを立てているところでございます。それから、3節のふるさと応援基金でございますけれども、140万円。当初予算で760万円計上しておりましたので、合わせて900万円取り崩しを行うということになります。この使い道といたしましては、返礼品の発送関係で560万円、また防災倉庫で60万円、中学校の楽器購入で10万円、社会科の副読本で130万円、公民館の長机で140万円、以上の財源に充てさせていただくということでございます。

次のページをお願いいたします。

最後、19諸収入の6雑入でございます。決算でございますけれども、19の宝くじ交付金につきましては140万7,000円を増額いたしまして、最終的には838万3,000円の交付がございました。

それから、20款村債でございます。これは実績による増減を補正するものでございます。

それから、17ページからは歳出でございます。

2款の総務費、7目地域振興費、地域おこし協力隊報酬、430万円の減額となっておりますが、

当初予算では4名分としておりましたけれども、実績2名でございまして減額補正でございまして。

また、18ページのほうでは19節負担金補助及び交付金でございまして。関川村地域公共交通活性化協議会負担金ということで6万5,000円。デマンド交通を見越した協議会の立ち上げに対する経費といたしまして村が負担するというので、6万5,000円計上させていただきました。

飛ばしまして22ページお願いいたします。

22ページの5款農林水産業費でございまして。農業委員会の報酬につきましては減額となっておりますけれども、これは委員報酬に加算制度がございまして、農地集積面積あるいは遊休地の解消面積に応じて加算があるんですが、それがなかったということで減額の補正でございまして。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、機構集積協力金交付金1,055万円の減額でございまして。当初予定してございまして上野新、若山、宮前地区の農地集積を次年度への取り組みとするということで、このたび減額でございまして。

23ページ、お願いいたします。

上のほうに積立金というものが1,500万円ございまして。これは圃場整備の関係で、暗渠工事費は起債の対象外ということで単費になります。このために5億円の工事を想定した場合に村負担1割でするので5,000万円になるんですが、今現在農業振興対策基金が1,600万円ぐらいの単費がございまして。これを財源のために確保するというので、このたび1,500万円を積み増しするというのでございまして。

それから、7目の農業農村整備事業費でございまして。11の県営の負担金でございましてけれども、5,400万1,000円ということでございまして。国の補正分とあわせて増額するものでございまして。

それから、24ページの下の方、6款商工労働費でございまして。先ほど繰越明許費のところでもご説明申し上げました道の駅のパラソル購入ということで250万円でございます。

25ページ、お願いいたします。

7款の土木費でございまして。工事請負費といたしまして2つ載っておりますけれども、540万円と2,250万円、それぞれ消雪パイプの布設替関連工事、それから消雪パイプの布設替工事ということで増額でございまして。

28ページ、お願いします。

9款教育費でございまして。積立金が2つありまして、まず教育施設の整備基金積立金1,220万円。これは学校のエアコン工事で余った分を積み立てるということでございまして、奨学金の基金につきましては対象者を拡充するというために確保するために2,000万円の補正でございまして。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 13ページのふるさと応援指定給付金ですか、1,420万円、大分例年よりもふえましたけれども、今3割が上限というようなことでなんですけれども、ふえたというふうに変喜ばしいんですけども、返礼品の内容というのは何を皆さん求めてきていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、返礼品でございますが、今年度拡充した猫ちぐらとか、そういったものについては金額の大きいものとしてはやはり猫ちぐらが10ぐらいですか、そこで大きく売れている部分がございます。また、一番人気があると思われるのは精肉のほうとか、そういった需要というか、返礼品を選ばれる方が多いようです。

ただ、地道に伸びているのが米を返礼品として細かく分けてもらって、あたり近所の皆さんに配りたいなんていうような返礼品をちょっと形を変えて送ってほしいなんていう要望もいただいておりまして、全体の中でまた見せ方を変えながら伸びてきたというのが実態かと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

25ページ、土木費なんですけれども、土木費の3目。ここは消雪パイプが結構予算を上げているんですけれども、補正されているんですけれども、これは村長が少雪対策という、きのう鈴木議員の答弁にあった、そういう少雪対策のための消雪パイプ工事ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） まず1つは、国の補正予算がありましたので、それで次年度やる予定の分を前倒しという考えではあります。ただ、発注はこの後になりますので、実際に少雪対策かと言われると、そうとも言いがたいかもしれません。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） お願いします。

17ページの7目です。地域おこし協力隊の話で説明ございましたけれども、4名のところ実績2名でしたということですが、令和2年度以降の村としての募集の考え方を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 令和2年度以降の地域おこし協力隊については、今年度の当初どおり4名を予定して実施をしていきたいというふうに考えております。情報通信、情報の発信が弱いと言われております部分についてと、林業振興、林業の活性化という部分は継続して行っていくと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案15号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第13、議案第16号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第16号でございますが、令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算は、オンライン資格確認等システム整備に要する経費を追加補正するものでございます。全額国庫補助の事業で行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、議案第16号の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加いたしまして、総額を5億9,210万円とするものでございます。

205ページと206ページをお開きください。

最初に206ページの歳出の13節委託料でございます。国保システム改修委託料200万円でございますが、これは社会保障・税番号制度システム整備事業ということで、オンライン資格確認等システム整備の改修に伴うものでございます。医療機関及び薬局等におきまして医療保険の加入者がマイナンバーカードまたは被保険者証を提示することによりまして、当該加入者に係る被保険者資格の有無をオンラインで確認する等のシステムの導入に伴う改修でございます。

財源といたしましては205ページの国庫補助金100%で行うものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第17号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第17号は、令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算は、運営費等がほぼ確定をしておりますので、実績見込みにより予算を調整するものでございます。

診療報酬が当初見込みより増となりましたので、予定しておりました基金の取り崩しをやめ、今後の施設整備等に備え基金へ積み立てるものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第17号 関川村診療所特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ410万円を追加いたしまして、総額を7,970万円とするものでございます。

最初に304ページをお開きください。

1款1項1目診療報酬でございますが、700万円を追加して7,407万8,000円とするものでございます。1日平均患者数が44人ということで患者数がふえております。それに伴いまして追加補正させていただきます。

4款1項1目の基金繰入金につきましては、診療報酬の増に伴いまして予定しておりました基金からの繰入金を全額戻しまして、取り崩しをやめるものでございます。

305ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、実績見込みによる補正でございます。その中で25節積立金につきましては、診療報酬を増額補正することに伴いまして420万円積み立てを行うものでございます。

306ページをごらんください。

2款1項1目の医業費でございますが、13節の委託料で血液等検査委託料につきましては、不足が予定されますので追加補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、1時まで休憩いたしますので、お願いいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、議案第18号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第15、議案第18号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第18号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算は、事業費がほぼ確定してまいりましたので、実績見込みにより予算を調整するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第18号 関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ640万円を追加いたしまして、総額を10億4,700万円とするものでございます。

歳出から説明させていただきます。

405ページ、406をお開きください。

決算見込みによりまして減額補正をするものでございます。13節の介護保険事業事務処理委託料につきましては、電算のシステム改修の委託料でございますが、見積もりよりも実績が減額となったために70万円の減額とするものでございます。

積立金1,000万円につきましては、前年度からの繰越金を財源に積み立てをするものでございます。

歳入について説明させていただきます。404ページをお開きください。

7款1項2目と5目につきましては、一般会計からの繰入金でございます。歳出の財源といたしまして繰り入れているものでございますが、歳出の減額によりまして一般会計からの繰入金も減額するものでございます。

8款1項1目の繰越金につきましては、1,000万円を追加いたしまして3,298万5,000円とするものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号 令和元年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第16、議案第19号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第19号 令和元年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算は、後期高齢者医療保険料の収入見込み額がほぼ決まりましたので、広域連合納付金の額を減額するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第19号 関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ140万円を減額いたしまして、総額を6,490万円とするものでございます。

504ページをお開きください。

歳入の1款1項1目の後期高齢者医療保険料でございます。被保険者数の減に伴いまして減額するものでございます。被保険者数が平成30年10月と比較しますと、令和元年の1月1日現在で68人ほど減っております。当初予算につきましては見込み数で計上してありますので、実数で言いますと今ほど言いました人数の減となっております。

5款1項1目の繰越金につきましては、実績に伴う増額補正でございます。

505ページ、歳出でございますが、3款1項1目後期高齢者医療広域連合への納付金140万円の減でございますが、これは保険料の収入が減額になったことに伴いまして納付金を減額するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号 令和元年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第17、議案第20号 令和元年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第20号は、令和元年度関川村簡易水道特別会計補正予算でございます。

これは、各予算科目の精算及び基金廃止による予備費計上によるものでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、議案第20号 令和元年度関川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

801ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,490万円とするものでございます。

初めに、歳出でございます。806ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費の13節委託料でございますが、公営企業会計システム構築業務委託の精算により230万円の減額でございます。

次に、4款1項1目予備費としまして1,800万円を計上させていただきました。こちらは令和2年度より公営企業会計に移行することによる基金廃止に伴い計上させていただきました。

次に、歳入でございます。805ページをごらんください。

3款1項1目積立金、積立基金繰入金でございますが、今ほど説明しました基金廃止により繰り入れとしまして1,800万円を増額させていただきました。

4款1項1目繰越金は、実績により270万円を増額させていただきました。

6款1項1目簡易水道事業債でございますが、簡易水道事業債、公営企業会計適用債、過疎対策事業債の精算により500万円の減額でございます。

以上で関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第18、議案第21号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第21号は、令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

これは、各予算科目の精算及び基金廃止による予備費計上によるものでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 建設課長。

○建設課長(渡邊隆久君) それでは、議案第21号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

901ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億970万円とするものでございます。

初めに、歳出でございます。906ページをごらんください。

1款1項1目総務管理費13節委託料でございますが、こちら公営企業会計システム構築業務委託の精算による290万円の減額でございます。

次に、2目維持管理費11節需用費でございますが、光熱水費、修繕料の精算により210万円、13節委託料の処理場汚泥処理委託料の精算により100万円と、それぞれ減額でございます。

907ページをごらんください。

1款2項1目建設改良費13節委託料でございますが、施工監理業務委託料の精算により10万円、15節工事請負費の精算により20万円と、それぞれ減額でございます。こちらは大島地内の関川浄化センターの計装機器更新工事関係の精算による減でございます。

2款1項1目元金でございますが、地方債元金償還金で200万円の減額でございます。2目利子でございますが、地方債利子償還金で100万円の減額でございます。

908ページをごらんください。

3款予備費としまして970万円を計上させていただきました。こちらは令和2年度より公営企業会計へ移行することによる基金廃止に伴い計上させていただきました。

次に、歳入でございます。904ページをごらんください。

3款1項1目下水道事業債、下水道事業費国庫補助金は、追加交付として100万円の増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、歳出の地方債元金償還金、利子償還金の精算によりまして300万円の減額でございます。

2項1目積立基金繰入金は、先ほど説明させていただきました令和2年度より公営企業会計へ移行することによる基金廃止に伴い、970万円を計上させていただきました。

905ページをごらんください。

6款1項1目繰越金は、実績により300万円の増額でございます。

7款1項1目下水道事業債でございますが、資本費平準化債、公営企業会計適用債、下水道事業債の精算により1,030万円の減額でございます。

以上で関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号 令和元年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第19、議案第22号 令和元年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第22号は、令和元年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

これは、各予算科目の精算によるものでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、議案第22号 令和元年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1,001ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,650万円とするものでございます。

初めに、歳出でございます。1,005ページをごらんください。

1款1項1目総務管理費13節委託料でございますが、公営企業会計システム構築業務委託の精算による290万円の減額でございます。2目維持管理費11節需用費でございますが、修繕料の精算による20万円の減額でございます。

次に、歳入でございます。1,004ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金は、精算による200万円の減額でございます。

5款1項1目繰越金は、精算による200万円の増額でございます。

7款1項1目農業集落排水債は、公営企業会計適用債の精算により310万円の減額でございます。

以上で関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第20、議案第23号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第23号は、令和元年度関川村水道事業会計補正予算でございます。

これは、各予算科目の精算によるものでございます。

詳細は建設課長に説明をさせます。

○議長(渡邊秀雄君) 建設課長。

○建設課長(渡邊隆久君) それでは、議案第23号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

1,101ページをごらんください。

第4条予算の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入総額から300万円を減額し、収入総額を150万1,000円とし、歳出総額から1,600万円を減額し、歳出総額を7,124万6,000円とするものでございます。

1,103ページをごらんください。

初めに、収入でございます。

1款2項1目工事補償料は、県道黒俣越後下関停車場線改良工事に伴う配水管布設替工事分の補償料について、今年度の県道改良工事が未実施となったことにより300万円の減額でございます。

次に、支出でございます。

今ほど説明しました県道改良工事に伴う配水管布設替工事と鷹ノ巣つり橋添架管更新工事について、それぞれ新潟県発注工事が未実施になったために1,600万円の減額でございます。

以上で関川村水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算

日程第22、議案第25号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第23、議案第26号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第24、議案第27号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第25、議案第28号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第26、議案第29号 令和2年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第27、議案第30号 令和2年度関川村有温泉特別会計予算

日程第28、議案第31号 令和2年度関川村下水道事業会計予算

日程第29、議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長(渡邊秀雄君) 日程第21、議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算から日程第29、議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題とします。

村長の提案理由の説明を求めます。

なお、詳細はこれから設置する令和2年度予算審査特別委員会において説明をお願いします。

村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第24号から議案第32号までの9議案は、令和2年度の当初予算でござい

ます。

提案の理由は、さきの施政方針説明をもってかえさせていただきたいと思います。

詳細は一般会計につきましては総務政策課長、また特別会計につきましてはそれぞれ所管の健康福祉課長、建設課長、観光・地域政策室長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、予算の詳細につきましては特別委員会ということでございますので、概略だけご説明をさせていただきます。

令和2年度の当初予算案の概要という冊子を用いまして、私からは一般会計につきましてご説明をさせていただきます。

それでは、1ページ目をお開きいただきたいと思います。予算規模につきましては村長説明のとおり46億6,300万円でございます。前年比で4.1%の増ということでございます。

3ページ目をお開き願います。

上のほうに歳入の状況という表がございます。自主財源と依存財源に分かれておりまして、自主財源のほうは25%ぐらいでございます。依存財源のほうは75%ぐらいの割合を占めておりまして、一番多いのが地方交付税ということでこれは毎年の構造でことしも変わってございません。村債で昨年度よりも7,180万円増となっております。これは道の駅の整備の関係、それから橋梁の補修の工事、これがある関係で村債もふえているということでございます。

次に、5ページ目をお願いいたします。

5ページの（2）歳出の状況でございますが、主な変わっているところは投資的経費ということで、歳入で説明いたしましたとおり道の駅の関係、道の駅の工事では9,000万円、それから老朽化した橋梁補修工事で1億400万円計上してございます。その関係で投資的経費がふえております。

それから、補助費等が3億4,000万円ふえまして、操出金でマイナスの3億3,500万円というふうになっておりますが、これは下水道会計とかが公会計に移動する関係で予算科目の変更によるものでございまして、中身的には大きく変わったものではございません。

それでは、最後に8ページ、9ページで令和2年度の主な事業の中で新規事業についてご説明をさせていただきます。

総務費でございますが、洪水ハザードマップ作成ということで582万円、デマンド交通委託料884万円。

衛生費では妊産婦医療費助成で50万円。

農林水産業費。貸し出し用の農機具購入130万円。農業水利施設調査点検委託料、ため池のハザードマップでございますが、520万円。それから、地滑り防止井戸工事ということで1,800万円。

商工労働費。村内の店舗改修事業補助金150万円。それから、道の駅の関係で委託料で1,000万円、

工事費で9,000万円。

土木費では橋梁の工事で1億400万円。賃貸住宅の建設補助金2,000万円。

それから、消防費で耐震性貯水槽設置工事2,500万円。

それから、教育費にまいりましてスクールバス購入で920万円。中学校の職員玄関の電気錠などの工事で82万円。村民会館のアリーナ暗幕の工事380万円。土沢ふれあい自然の家トイレ改修で180万円ということでございます。

簡単でございますが、説明は以上とさせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。

10ページをお開きください。当初予算の概要、一般会計の続きでございます。10ページをお開きください。

歳入でございます。

国民健康保険税につきましては、96万5,000円の減額を見込んでおります。世帯数10世帯の減を見込んでおりまして減額となっております。

県支出金は1,488万5,000円の増となっております。医療給付費が増となっております、それに伴う県の交付金でございます。

その他繰越金等で819万2,000円の減となっておりますけれども、これは新潟県が保険者となりましたことによりまして医療給付費が県から交付されるということで、予備としてのお金を持っておこななくてもいいということで減額で見込んでおります。

歳出に移ります。

保険給付費でございます。1,447万円の増と見込んでおります。医療費が伸びております。

国民健康保険事業費納付金でございますが、150万3,000円の増となっております。これは県が各市町村の保険税につきまして標準保険料税率で計算したものを納付してくださいということで納付するものでございます。これにつきましては、新潟県が事業主体となったときに医療費が急激に伸びているということで、激変緩和措置を受けております。その額は1,900万円ほどになっておりまして、その分減額となっております。

その他でございますが、その他1,076万9,000円の減額となっております。その他の1,076万9,000円の減額につきましては、申しわけありません、今ちょっと資料を見ますので少しお待ちください。

詳細は特別委員会のほうで説明させていただきます。

続きまして、診療所会計特別会計でございます。同じく10ページでございますが、②となっております。

診療収入を550万円増額で見込んでおります。患者数の増によりまして増額を見込んでおります。歳出でございます。

施設費につきましては507万3,000円ほど増額を見込んでおります。これにつきましては職員及び会計年度任用職員に係る人件費の増でございます。

医業費につきましては備品購入費を予定しております。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思っております。介護保険事業特別会計でございます。

保険料につきましては354万9,000円ほど減額となっております。被保険者数の減に伴うものでございます。

繰入金は351万1,000円の増でございますが、低所得者の保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものでございますが、この分につきまして増額を見込んでおります。

歳出の保険給付費につきましては、医療給付費が伸びておりますので前年同額とさせていただいております。

続きまして、④の後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療保険料につきましては238万6,000円の増額を見込んでおります。2月に後期高齢者広域連合の議会におきまして保険税率の改定について議決を受けております。来年度、2年度から保険税率が変更となっております。

繰入金につきましては一般会計からの繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金でございます。低所得者の保険料軽減分について増額を見込んでおります。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金につきまして344万6,000円の増となっておりますけれども、保険税率の改定に伴いまして納付金が増額となっております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、令和2年度関川村宅地等造成特別会計予算についてご説明いたします。

12ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10万円を計上させていただきました。

初めに、歳入のご説明をいたします。

前年度繰越金として10万円を計上させていただきました。

次に、歳出の説明をいたします。

総務費一般管理費として10万円を計上させていただきました。

歳入歳出それぞれ昨年度と同額計上でございます。

以上で関川村宅地等造成特別会計予算の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 観光・地域政策室長。

○観光・地域政策室長（大島祐治君） それでは、関川村の村有温泉特別会計の提案理由についてご説明申し上げます。

同じく当初予算概要の12ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ640万円の予算計上をさせていただいております。

使用料の収入は前年同額、繰入金についても前年同額とさせていただいております。

歳出につきまして、施設費419万5,000円、公債費220万5,000円ということで、640万円の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、令和2年度関川村下水道事業会計予算についてご説明いたします。

13ページをごらんください。

令和2年度より公営企業会計に移行することにより、現在の関川村公共下水道事業特別会計と関川村農業集落排水事業特別会計を1つの会計にいたしました。

初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。

初めに、収入についてでございます。

総額では5億388万1,000円でございます。下水道使用料として7,970万円を計上させていただきました。

続きまして、支出についてでございます。総額では5億981万5,000円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

初めに、収入についてでございます。総額では2億2,373万9,000円でございます。企業債として6,130万円を計上させていただきました。

続きまして、支出についてでございます。総額では3億5,030万円でございます。建設改良費の工事請負費として関川浄化センター計測設備更新工事に4,340万円を計上させていただきました。

以上で関川村下水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算についてご説明いたします。

14ページをごらんください。

令和2年度より現在の関川村水道事業会計と関川村簡易水道特別会計を1つの会計にし、現在申請中の変更認可により上水道と簡易水道を統合し、新たに簡易水道事業となります。

初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。

初めに、収入についてでございます。総額では2億5,038万8,000円でございます。営業収益の水道使用料として9,490万円を計上させていただきました。

続きまして、支出についてでございます。総額では2億4,648万5,000円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

初めに、収入についてでございます。総額では1億5,000万1,000円でございます。企業債として1億4,800万円を計上させていただきました。

続きまして、支出についてでございます。総額では2億4,258万7,000円でございます。建設改良費の工事請負費として1億5,159万4,000円を計上させていただきました。内訳としまして吹ノ沢橋、土沢橋、蕨野橋の添架配水管更新工事は関川村発注の橋梁補修工事にあわせて行う工事です。鷹ノ巣つり橋は新潟県発注工事にあわせて行う工事です。金俣地内の県道改良関連配水管移設工事は、県道改良に伴う補償工事です。土沢地内の配水管布設替工事は、老朽管のため布設替を行う工事です。女川配水池増設工事は、既設配水池脇に増設する工事です。企業債償還金として7,882万8,000円を計上させていただきました。

以上で関川村簡易水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第32号まで以上9件については、質疑を省略して9人の委員で構成する令和2年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第32号まで以上9件については、9人の委員で構成する令和2年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時36分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置されました令和2年度予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定によりただいま配付しました令和2年度予算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時37分 休 憩

午後1時43分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に続き続き、会議を再開します。

日程第30、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（渡邊秀雄君） 日程第30、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第1号は関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めるものです。

現在教育委員会委員であります河内宗さんは3月31日をもって任期が満了いたします。引き続き任命をいたしたいので議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和2年4月1日から4年間であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後1時45分 散 会